岐阜市内に事業所のあるみなさま

賃上げ+業務改善を行う事業者を岐阜市が応援します！

国の「業務改善助成金」を活用して、最低賃金の引上げと設備投資等を行った場合、岐阜市からさらに業務改善助成金の１／６の額を「賃上げ・業務改善応援奨励金」として上乗せしてお支払いします。

対 象 者　市内に事業場を有する中小企業

要　　件
- 業務改善助成金の交付決定が令和８年４月１日以降であること
- 業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知を受けていること
- 市税の滞納がないこと

（※別途要件の定めあり）

奨励金額　業務改善助成金支給決定額の1/６の額

申請期限　令和９年２月26日まで（※予算に達し次第終了）

申請方法　市ホームページに掲載の申請書類を郵送、Ｅメール、または直接労働雇用課へ持参
（〒500-8701 司町40-1・メール：roudou-koyou@city.gifu.gifu.jp）

詳細は市HPをご覧ください。
https://www.city.gifu.lg.jp/business/roudou/1038275.html

この事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。